

# JIS

## 高度道路交通システム－ 車線変更意思決定支援システム－ 性能要件及び試験方法

JIS D 0805 : 2010

(ISO 17387 : 2008)

(JSAE/JSA)

平成 22 年 3 月 23 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 自動車技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	金 澤 啓 隆	社団法人自動車技術会
(委員)	秋 葉 忠 臣	自動車基準認証国際化研究センター
	井 出 廣 久	社団法人全日本トラック協会
	井 上 貴 由	トヨタ自動車株式会社
	角 村 浩	国民生活センター
	加 藤 幹 夫	株式会社本田技術研究所
	川 嶋 弘 尚	慶應義塾大学
	木 村 公 紀	社団法人日本自動車連盟
	清 谷 伸 吾	国土交通省
	檜 村 剛	曙ブレーキ工業株式会社
	関 口 久 男	社団法人日本自動車整備振興会連合会
	高 橋 武 秀	社団法人日本自動車部品工業会
	八 谷 道 紀	日産自動車株式会社
	平 松 金 雄	財団法人日本自動車研究所
	古 谷 博 秀	独立行政法人産業技術総合研究所
	和 田 政 信	日本自動車輸入組合
(専門委員)	野 原 慈 久	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.3.23

官 報 公 示：平成 22.3.23

原 案 作 成 者：社団法人自動車技術会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2 五番町センタービル TEL 03-3262-8211)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：自動車技術専門委員会 (委員長 金澤 啓隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 用語及び定義	2
3 分類	6
3.1 監視領域によるシステムの分類	6
3.2 目標車両の接近速度による分類	7
4 機能要件	9
4.1 LCDAS 機能状態図	9
4.2 警報要件	12
4.3 ユーザインタフェース	16
4.4 トレーラけん引時の作動	17
4.5 自己診断の要件	17
5 試験要件	17
5.1 試験のための目標車両	17
5.2 試験の環境条件	17
5.3 死角警報機能の試験要件	17
5.4 接近車両警報機能の試験要件	24
5.5 車線変更警報機能の試験要件	30
附属書 A (参考) 死角警報事例	35
解 説	43

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人自動車技術会（JSAE）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

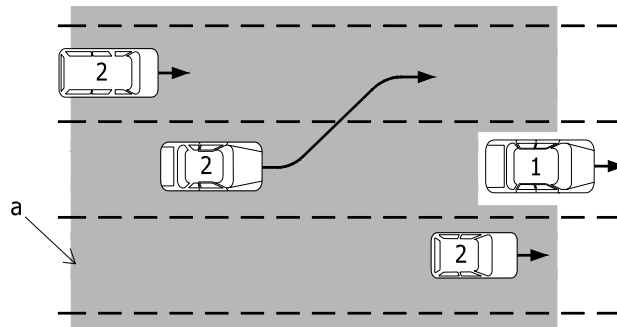
# 高度道路交通システム—車線変更意思決定 支援システム—性能要件及び試験方法

## Intelligent transport systems—Lane change decision aid systems (LCDAS)—Performance requirements and test procedures

### 序文

この規格は、2008年に第1版として発行されたISO 17387を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

車線変更意思決定支援システム（Lane Change Decision Aid Systems：LCDASと略す。）は、車線変更時の衝突の可能性を運転者に警告する。LCDASはバックミラー及び目視確認の補助システムであり、これらのミラーの必要性を排除するものではない。LCDASは、当該車両の後方及び側方に存在する車両を検知するものである（図1参照）。当該車両の運転者が車線変更の意思を示すと、システムが状況を判断し、車線変更をすべきでない状況であれば警報を発する。LCDASは危険な運転を奨励するものではなく、警報がないからといって安全な車線変更が可能であることを保証するものではない。システムは衝突が起こりそうな場合、衝突を防止するための自動的な操作は行わない。車両の安全な運行は運転者の責任である。



- 1 当該車両
- 2 LCDAS 目標車両
- a 塗りつぶし部分は、システムの概念の一例を示している。実際の要件は箇条5に規定する。

図1—LCDAS 概念

**注記** この規格に記載する各図では、車線区分線のある道路上の車両を示す。これは、車線区分線又は車線の検知がLCDASに必要なということの意味するわけではなく、車線区分線は参考までに描いているにすぎない。